



【監事の権限 (1)】

○監事は、法律に基づき認定され、税制優遇を受けて活動する法人です。

○その監事は、国民からの信頼を裏切らないよう常に自覚を持って職務を遂行することが必要です。

①監事の権限 (1)

②監事の権限 (2)

③監事の権限 (3)

④監事の権限 (4)

⑤監事の権限 (5)

⑥監事の権限 (6)

⑦監事の権限 (7)

IV 公益法人の各機関の役割と責任 (携帯版) (監事編)

— 公益財団法人の監事必携 —

(平成 28 年 11 月)

※ 監事の皆様は、この必携を隨時参照するようにしてください。

また、全 5 種類の必携（公益社団の理事、監事、公益財団の理事、監事、評議員の各編）は、「公益法人 information」
(<https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html>)
に掲載しておりますのでご利用ください。

【監事の心得】

地位に伴う職責を果たす

→ 公益財団法人の監事は、株式会社における監査役に相当する役員であり、その地位に伴う職責を果たさなくてはなりません。

全ての監事に義務と責任

→ 全ての監事は、常勤・非常勤、報酬の有無に関わらず、監事としての義務と責任を負っています。

国民からの信頼を裏切らない

→ 公益法人は、法律に基づき認定され、税制優遇を受けて活動する法人です。

○その監事は、国民からの信頼を裏切らないよう常に自覚を持って職務を遂行することが必要です。

公益法人・一般法人の各機関の役割と責任



※ 「公益法人の各機関の役割と責任」本体は、以下の URL から御覧いただけます。

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/20140715_kakukikan.pdf

(注)

- 「認定法」→「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成 18 年法律第 49 号)
- 「法人法」→「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成 18 年法律第 48 号)

【監事の義務・責任 (1)】

○監事の義務には、主に以下のようないものがあります。

①善管注意義務

②理事会への報告義務

③理事会への出席義務

④評議員会における説明義務

⑤評議員会の議案等の調査・報告義務

○監事が問われる可能性のある責任には、主に以下の 2 つがあります。

①法人に対する損害賠償責任

②第三者に対する損害賠償責任

[4へ]

【點事①集務・責任(3)】

(1) 謹事法、法官人之委任與辭訟行為 (法官法第 172 條第 1 頁)、「審員法官管理辦法」不正行使中之行為犯之為要件 (法官法第 101 條第 1 頁、第 197 條)。

(2) 謹事會之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 110 條第 1 頁、第 197 條)。

(3) 謹事會之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 110 條第 1 頁、第 197 條)。

(4) 謹事會之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 110 條第 1 頁、第 197 條)。

(5) 理事會之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 110 條第 1 頁、第 197 條)。

(6) 球賽參賽行為之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 110 條第 1 頁、第 197 條)。

(7) 任務執行行為之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 111 條、第 197 條)。

(8) 訴訟參與行為之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 111 條、第 197 條)。

(9) 訴訟參與行為之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 111 條、第 197 條)。

(10) 任務執行行為之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 111 條、第 197 條)。

(11) 訴訟參與行為之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 102 條、第 197 條)。

(12) 謹事會之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 110 條第 1 頁、第 197 條)。

(13) 謹事會之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 110 條第 1 頁、第 197 條)。

(14) 謹事會之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 110 條第 1 頁、第 197 條)。

(15) 謹事會之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 110 條第 1 頁、第 197 條)。

(16) 謹事會之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 110 條第 1 頁、第 197 條)。

(17) 謹事會之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 110 條第 1 頁、第 197 條)。

(18) 謹事會之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 110 條第 1 頁、第 197 條)。

(19) 謹事會之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 110 條第 1 頁、第 197 條)。

(20) 謹事會之出席、必要行為之履行為要件 (法官法第 110 條第 1 頁、第 197 條)。

【點事の叢書・責任（2）】

【監事の権限（2）】

- ①監事は、理事の職務の執行を監査します（この際、監査報告の作成義務もあります）。（法人法第99条第1項、第197条）

②監事は、いつでも、理事及び使用者に対して事業の報告を求め、また、法人の業務及び財産の状況を調査することができます。（法人法第99条第2項、第197条）

③各事業年度の計算書類及び事業報告は、監事による監査を受けなければなりません。（法人法第124条第1項、第2項、第199条）

④監事は、理事への報告義務を果たすために必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができます。（法人法第101条第2項、第197条）

⑤監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為や法令・定款に違反する行為をし、又はそのおそれがある場合で、その行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめるよう請求することができます。（法人法第103条第1項、第197条）

【行政庁による監督】

- 認定法に規定された公益法人に対する行政庁の監督措置には、以下のようなものがあります。
 - ・報告徴収、立入検査（第27条第1項）
 - ・勧告、命令（第28条第1項、第3項）
 - ・認定取消し（第29条第1項、第2項）

【罰則】

- 法人法に規定された主な罰則
〈理事・監事等が対象〉
 - ・特別背任罪（7年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科）
(第334条第1項第4号)
 - ・法人財産処分罪（3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は併科）
(第335条)
 - ・贈収賄罪（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）
(第337条第1項第1号)
 - 認定法に規定された主な罰則
〈理事・監事等が対象〉
 - ・名称又は代表者の氏名の変更や合併等の届出をしない、又は虚偽の届出をする。（50万円以下の過料）
(第66条第1号)
 - ・毎年の事業報告を提出しない、又はこれに虚偽の記載をして提出（50万円以下の過料）
(第66条第2号)